営業許可申請の手引き

令和5年7月版

営業を行うためには、区役所衛生課に許可の申請を行い、事前に営業許可を受ける必要があります。

手続きの流れ

①事前相談

◆ 施設の工事開始前に、図面を持参の上、区役所衛生課に相談してください。
◆ 営業許可を受けるには、**施設基準に合う施設であることが必要です。**
◆ 営業者は、**食品衛生責任者**を定めなければなりません。有資格者※がいない場合は、営業者本人か選任予定の者が養成講習会を受講し、食品衛生責任者の資格を取得してください。

※ 食品衛生責任者の資格
食品衛生監視員、食品衛生管理者
調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士 等
都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会受講者

②申請書類の提出

◆ 開店予定日に間に合うよう、十分に余裕をもって申請してください。
（標準処理期間は10日です。）

申請の際に必要な書類（提出書類）

返却できませんので、控えが必要な場合は 2 部御用意ください。

1 営業許可申請書（衛生課で配布・ホームページに掲載）
2 施設の構造及び設備を示す図面
3 水質検査の結果を証する書類の写し※
※水道直結・専用水道・簡易専用水道・小規模受水槽水道の水を使用する場合は**不要**。
4 許可申請手数料（ 円）

申請の際に確認する書類（確認後、返却します。）

1 食品衛生責任者の資格を証明するもの（**原本又は写しの提示**）
2 **法人の場合**は、登記事項証明書（最新情報、**原本又は写し提示**）

③調査日程相談

◆ 申請受付後に、調査担当者と工事の進行状況や連絡方法、調査日時についてご相談ください。

④実地調査・審査

◆ 実地調査の際は営業者が立ち会ってください。
◆ 実地調査の結果、不適事項の改善指導を受けた場合は、改めて調査日程を決め、改善後に再調査を受けてください。
◆ 実地調査後に、内容審査があります。審査が終了し、許可がおりるまでは営業を開始できません。

⑤営業許可書交付

◆ 審査が終了し、許可がおりると、保健所から営業許可書が交付されます。来所のうえ、お受け取りください。

⑥営業開始

◆ 営業許可事項（施設の所在地／施設の名称、屋号又は商号／許可を受けた年月日及び許可番号／営業の種類／営業許可期間／許可条件）の掲示義務があります。最終ページの参考様式を御参照ください。（営業許可書をそのまま掲示しても可）。
◆ 食品衛生責任者が誰か分かるよう、「氏名の掲示」や「帳簿への記録」などをしましょう。